

# 総合特別区域基本方針の一部変更について【平成28年4月1日 閣議決定】

## 1. 総合特別区域制度の見直し

### 総合特別区域法(平成23年法律第81号) 附則第2条

政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 施行状況の検討及び必要な措置

- これまで産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の成果が得られており、今後も地域の意欲等に応じて適確かつ効果的に推進。
- 総合特区48区域において、指定時に定めた「おおむね5年以内を目安とした」計画目標の終了時期が順次到来(※1)することから、総合特区の成果と課題、「総合特別区域評価・調査検討会」の評価及び意見等を踏まえ、継続して推進すべき区域を戦略的に選別。
- 継続すべき区域(※2)については、新計画の認定。

(※1)第1次指定(H23.12.22)中、12区域が平成27年度で目標の終了時期が到来

(※2)アジアNo.1航空クラスター、森林総合産業、ふじのくに先端医療、次世代エネルギー、りんくうタウン、高野・熊野、たたらの里山(計7区域)

### 基本方針の変更内容

#### (1) 目標時期到来に伴う総合特区計画の認定基準の追加

これまでの総合特区の取組を踏まえて行った事業の実現可能性や効果についての検証が十分に反映されていること

#### (2) 今後推進すべき総合特区の事業分野例の見直し

ア) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

イ) ライフ・イノベーションによる健康大国戦略

ウ) アジア拠点化、国際物流の推進等によるアジア経済戦略

エ) 観光立国戦略

オ) 農林水産業の地域活性化戦略

カ) まちづくり戦略等

#### (3) 地方創生との密接な連携を規定

#### (4) 規制の特例措置等に関する協議の拡充

都道府県(※)の条例・制度に係る提案を協議の議題とする。(※)地域協議会の構成員ではなく、当該都道府県の合意が得られる場合

#### (5) 施行状況の検討等

・平成32年度までに、総合特区制度の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

・指定については、総合特区の指定状況及び取組の終了状況等を踏まえ、「選択と集中」の観点から必要に応じて検討し、措置を講ずる。

## 2. その他

○内閣官房が行っていた総合特別区域推進本部に関する事務を内閣府が処理することとする旨に変更する。

「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第66号)第31条の施行に伴う措置

○総合特区に係る税制上の支援措置(※)について、適用期間を平成30年3月31日まで延長する。

(※)法人税の特別償却又は投資税額控除の延長・所得税の出資に係る所得控除の見直し・延長

今国会で審議中の「租税特別措置法の一部改正」により措置されるものであり、同法の成立を受けて対応

### 3. 別表の改正

#### 〔別表3〕全国において実施することとされた規制改革

特区からの提案を踏まえ、国と地方の協議を通じて、講ずることとされた規制改革のうち、全国において実施することとされた規制改革について、特区における協議の成果として別表3に追加する。

#### ① 史跡名勝天然記念物に係る現状変更許可の権限移譲範囲の拡大等 **〔政令〕**・奈良公園観光地域活性化総合特区（奈良県）【平成25年秋】

史跡名勝天然記念物に係る現状変更許可について、

○都道府県又は市に移譲している**権限の範囲を拡大**する。

○市の区域内に存する国指定の史跡名勝天然記念物のうち、都道府県が管理団体で、当該都道府県の教育委員会が管理のための計画を定めているものに係る現状変更等について、地方に移譲されている範囲において**都道府県の教育委員会が許可**できることとする。

文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）改正により措置（平成28年4月1日施行）

#### ② 鳥獣保護管理法の適用範囲の明確化 **〔通知〕**・「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区【平成26年春】（島根県益田地区広域市町村圏事務組合）

安全の確保等を前提に、鳥獣保護管理法の適用範囲内で**銃器（空気銃）を用いたどう猛な中型哺乳類（アライグマなど）の止めさしが可能**である旨を明確にした。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」の一部改正により措置

（平成27年9月29日付環自野発第1509291号自然環境局長通知）

#### ③ 診療用放射線等と엑스線の同時ばくしゃを可能とする要件の緩和 **〔通知〕**・群馬がん治療技術地域活性化総合特区（群馬県）【平成26年春】

厚生労働大臣が指定する**放射線治療装置用シンクロナイザからの信号を用いて同時ばくしゃを制御する場合は、制御装置が2つであっても、同時ばくしゃを可能**とした。

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の一部改正により措置

（平成13年3月12日付医薬発第188号）（平成27年9月30日付医政発第0930第6号医政局長通知）

#### ④ 施設外就労を行う1ユニットあたりの利用者の最低定員の緩和 **〔告示・通知〕**・【厚労B002】地域共生型障害者就労支援事業（別表2）の一部全国展開 ・とやま地域共生型福祉推進特区（富山県）【平成24年春】

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、**1ユニットあたりの利用者が1人**であっても、**施設外就労として報酬を算定**できることとした。

厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号）（平成27年4月1日）

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」

（平成19年4月2日付障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）（平成27年9月4日最終改正 障障発0904第1号）